## 暴風雨被害御下賜金関係書類(昭和5年)



「佐賀県災異誌」(昭和39年4月30日刊・県防災課発行)によれば、

## 昭和5年7月15日

入梅以来佐賀平坦部地方に局部的には水不足の処も有ったが大体に於いて降雨を見田植を終わったが東松浦の入野、値賀、名護屋、打上村等貯水池利用の地方は旱魃の為植付けのすんでいない処200町歩に上っているがおそくとも来月上旬頃迄に降雨がない場合は田植えの時期を失い例え其の時期を逸してから植付けても減収は免れずこの為馬鈴薯又は粟で代作しなければならない事になるのでこの地方では降雨を待っている。

とあり、東松浦地方は旱魃被害の発生を危惧していたようです。

ところが、**昭和5年7月18日**に台風が襲い多大な被害をもたらしました。 「佐賀県災異誌」には次のように記録されています。

7月上旬末南洋サイパン島の南方洋上に現はれた台風は西北西に進行して15日夕刻沖縄島の南方600粁の洋上に来りそれより進路を北に転じて勢力益々優勢となり16日午前6時同島の南方300粁の洋上に進んで730粍を示し同夜那覇の西方海上を北上し17日午前6時沖縄島の北西洋上に来た頃は中心示度700粍程度を示し正午奄美大島東方100粁の地点に進み爾后北北

東に進行し18日午前6時五島列島の東岸に殺到し中心示度は依然705粍を保ちて朝鮮南部に向って進みこのため九州一帯は暴風雨と化したが同日正午中心は釜山附近に上陸し勢力大いに衰え730粍を示し19日朝3個に分裂して低気圧として残がいを留め日本海に去る。

「佐賀の気象百年誌」(平成2年8月1日刊・佐賀地方気象台編)では、台風による主な被害状況を次の通り記録しています。

死者 28人 行方不明 7人 家屋全壊 5,224戸家屋半壊 3,661戸 浸水家屋 777戸 漁船沈没 234隻

昭和5年7月19日の**「佐賀新聞」**は、この時の状況を次のように報じています。

昨朝暴風雨襲来し 猛威の限りを揮ふ 本縣下未曾有の慘害 風速實に三十二米七 佐賀測候所開設以來の記録

**7月22日**この被害にたいして、天皇皇后両陛下から御救恤として2,500 円を下賜される旨の宮内大臣からの電報を受けました。



(暴風雨被害御下賜金電文)

本月 18 日管下暴風ノ為メ損害尠カラザル趣キ聞召サレ御救恤トシテ天皇皇后両陛下ヨリ金貳千五百圓下賜セラル

7月23日知事は、宮内大臣及び皇后宮太夫あてにお礼の奉答文を送っています

本縣下暴風被害ヲ聞シ召サレ特二救恤ノ思召ヲ以テ御内帑金貮千五百圓下賜 セラル聖恩優渥洵ニ恐懼感激之至二禁ス深ク御思召ヲ奉體シ縣民協力一致鴻恩 ノ萬一々添いヒ奉ランコトヲ期ス 謹ミテ御禮申上グ 右御執奏ヲ乞フ 佐賀縣知事

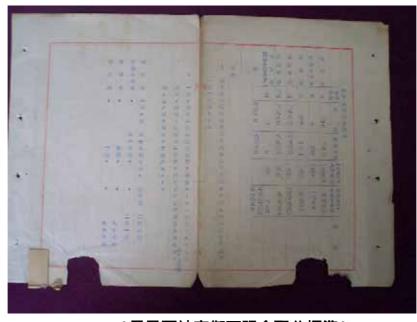
県では、被災者に対して御下賜金配分標準を次の通り定めました。

- ・死亡者 (28名)2円3銭
- ・行衛不明者(7名)2円 1銭
- ・重傷者 (57名) 97銭
- ・住家全潰 (1,580件) 93 銭
- ・住家半潰 (1,962件) 46銭
- ・船全潰 (2件) 94銭 住家二充テタルモノニ限ル

暴風被害御救恤御下賜金配分表によれば、

- ・東松浦郡 532円91銭
- · 西松浦郡 199円39銭
- ・杵島郡 532円81銭
- ・藤津郡 412円46銭

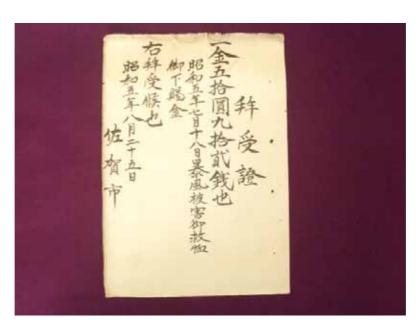
を配分されており、県西部の被害が大きかったようです。



(暴風雨被害御下賜金配分標準)

その**御下賜金伝達式を8月23日**午前10時県庁構内赤十字社で挙行するため参集するよう学務部長名で市町村長あてに「御下賜金伝達式挙行二付依命通諜(昭和5年8月20日付け)」により通知しています。

「暴風雨被害御下賜金関係書類」には、その他に、配分積算方法・市町村ご との配分額、拝受者各人からの拝受証等が綴ってあります。



(暴風雨被害御下賜金拝受証・写真)